

(手数料)

第30条 手数料は、次に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。

(1) 設計審査手数料

給水管の口径	金額(1件につき)	備考
13ミリメートル	500円	口径20ミリメートル以下の 臨時給水栓工事、改造工事 及び増設工事の場合は、徴 収しない。
20ミリメートル	900円	
25ミリメートル	1,200円	
40ミリメートル	2,600円	
50ミリメートル	3,800円	
75ミリメートル	8,100円	
100ミリメートル	14,200円	
150ミリメートル以上	20,400円	

(2) 工事検査手数料

給水管の口径	金額(1件につき)	備考
13ミリメートル	2,400円	口径20ミリメートル以下の 臨時給水栓工事、改造工事 及び増設工事の場合は、そ の手数料の2分の1の額とす る。
20ミリメートル	2,700円	
25ミリメートル	3,300円	
40ミリメートル	5,100円	
50ミリメートル	6,600円	
75ミリメートル	11,600円	
100ミリメートル	19,600円	
150ミリメートル以上	27,200円	

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき13,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき13,000円

(5) 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 1件につき1,000円

(6) 第35条第2項ただし書の規定による確認に係る手数料 工事検査手数料の額に相当する額